



上小路周辺景観形成地区に指定されている草場小路の五色塀(玖島2丁目)

# 美しいまちをつくるために

豊かな自然と歴史に恵まれたまち「おおむら」。市では、大村にふさわしい都市景観の形成を図ることにより、魅力的なまちづくりを目指しています。

**古さと新しさが共存したまち**

大村市は、波静かな大村湾から多良山系へとなだらかにせり上がっていく地形によって、市内のどこからでも高く広がる空や豊かな緑と水を感じさせる構造をつくり出しています。また、武家屋敷や石積みのまちなみが点在し、城下町としての歴史が育んだ情緒の豊かさを感じさせています。このような広がりのある地形や歴史的な環境の中で、近年は市街地の拡大や開発が進み、大村市は古いものと新しいものが共存した都市景観を形成しています。

**うるおいのある魅力的なまちに**

こうした中、大村市にふさわしい都市景観の形成を図り、うるおいのある魅力的なまちづくりを目指して平成12年3月に「**大村市都市景観条例**」を制定しました。

美しい景観は、まち全体のイメージを向上させます。そして、住み続けたいと思う気持ちが高め、まちへの愛着を育みます。さらにまちの魅力が高まることで訪れる人も増え、地域の活性化にもつながります。

## 大村市の景観づくり

【問い合わせ】

都市計画課（内線432）

# 大村市の景観づくり

## 大規模建築物等届出制度

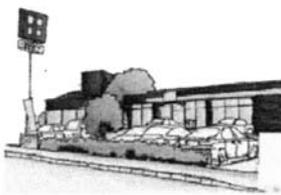


景観に大きな影響を与える大規模な建物（床面積の合計が500㎡以上、高さが10m以上または3階建て以上など）をつくる場合には届出が必要になります。

届出された建築物などについては、「大規模建築物等景観形成指針」に基づき、望ましい景観づくりについて協議します。例えば、にぎわいと活力の感じられる市の中心部や古くからの市街地、田園や自然が残っている場所など、地域の特性に応じ、周辺と調和した景観づくりを進めます。

さらに、時代の経過とともに深みや味わいを増すデザインや素材の活用、建築物などの位置の工夫や、緑化・休憩スペースなどによる快適な歩行者空間の確保により、市民の皆さんが安全に、安心して暮らせるまちなみづくりを目指します。

## 特定施設届出地区制度



幹線道路沿いに店舗、広告物、ガソリンスタンドなど特定の商業施設をつくる場合には届出が必要になります。

届出された建築物などについては、「特定施設景観形成指針」に基づき、望ましい景観づくりについて協議します。例えば、長崎空港や長崎自動車道大村インターチェンジなど長崎県の玄関口としての格調を高めていく場所や、田園や自然景観などとの調和を図っていく場所など、道路沿線の特性に配慮した景観づくりを進めます。

## 都市景観形成地区の制定

玖島城の城下町として石垣や石塀、武家屋敷など多くの歴史資源が残る上小路周辺地区を、都市景観の形成を重点的に図る必要がある地区として、「都市景観形成地区」に指定しています。その中を地域



歴史的地区の上小路の石垣

の特性に応じて「歴史地区」「入口地区」「商店街地区」「住宅地区」の4地区に区分し、地区ごとの基準により景観形成を図っています。

地区内に建物をつくったり、土地の形を変えるときなどには届出が必要になります。

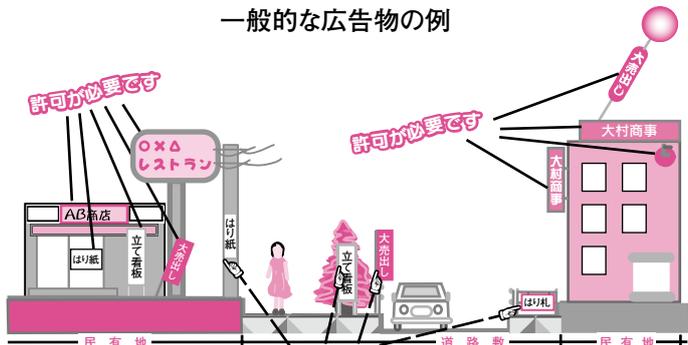
【上小路周辺景観形成地区】  
玖島2丁目の全域、玖島1丁目、玖島3丁目、片町、須田ノ木町の各一部・約80ha

## 屋外広告物の規制

都市計画区域内に看板、広告塔、のぼりなどを立てる場合には、「長崎県屋外広告物条例」により許可が必要になります。無許可の広告物に対しては指導を行います。

また電柱・街路樹・ガードレールなどに、はり紙・はり札・立看板などを出すことは禁止されています。

### 一般的な広告物の例



※電柱・街路樹・ガードレールなどに、はり紙・はり札・立看板・のぼり・旗を出すことは禁止されています。

- 自分が営業活動している場所に出す広告物は、10㎡まで（禁止区域では5㎡までは許可はありませんが、それを超えると許可が必要です。
- 1. 大村駅前から大村バスターミナルまでの一帯
- 2. 国道444号の大村インターチェンジ前から国道34号の交差点まで  
県道長崎空港線の全区間  
市道杭出津松原線・古賀島町沖田線・乾馬場空港線・森園公園線の各一部
- ※なお、禁止区域の掲出は30㎡までとなっています。
- 自分が営業活動している場所以外に広告物を出すときは、面積の大小にかかわらず許可が必要です。
- 申請には手数料がかかります。



美しい大村をつくるためには市民の皆さんや事業者の皆さんの協力が必要です。皆さんのご協力をお願いします。